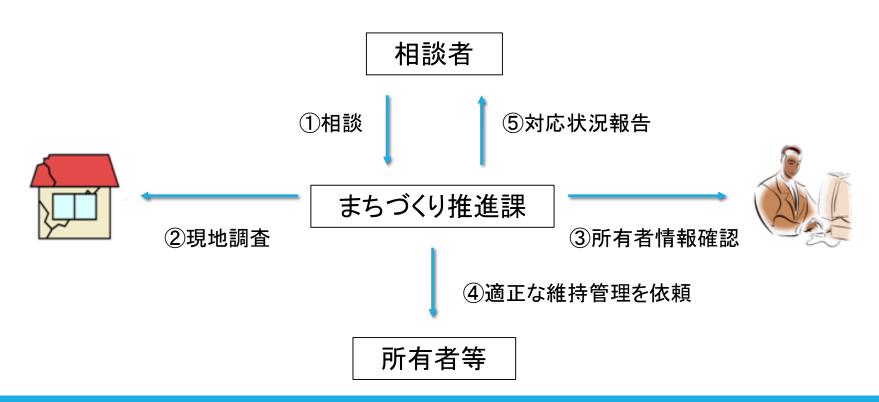
資料1

1. 空家等対策の取組状況について

空家等対策の取組状況① (相談があった時の対応)

近隣住民等から相談を受けた、適正な維持管理がされていない家屋の所有者等に対し、適正な維持管理を促している。



空家等対策の取組① (今年度の相談状況)



※5件とも所有者の連絡先不明により、依頼文送付後の対応が困難

空家等対策の取組① (空家等の除却等件数)

		令和3年度	令和4年度
調査対象		490件	481件
アンケート回収済	空家	88件	84件
	居住•利用等	200件	200件
アンケート未返信		201件	197件
上記のうち、危険家屋	危険度Ⅲ ※1	2件	2件
	危険度Ⅳ ※2	0件	0件

令和5年2月末時点。

平成28年度の実態調査より、除却済み・建替え済み家屋をカルテから除外し 集計。

※1:一部倒壊及び落下の危険がある

※2:倒壊及び落下の危険があり、周辺に危害を及ぼす可能性がある

空家等対策の取組② (愛知県宅地建物取引業協会との協定)

・平成31年2月20日付で、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会(以下、「宅建協会」という。)と協定締結。

・宅建協会による、空家総合相談窓口の開設。今年度は3件の電

話相談あり(令和5年2月末時点)。

町で対応している空家等も、 所有者に空家総合相談窓口 を案内することで、より専門的な 見地から対応していただいている。



空家等対策の取組② (愛知県宅地建物取引業協会との協定)

令和元年度 平成28年度に行った実態調査のアンケートで「空家」と 回答した98件に再度アンケート送付

令和2年度 アンケートで宅建協会へ個人情報を知らせて良いと回答した12件の情報提供を行い、適宜情報を貰えることとなった。

令和4年度 宅建協会から3件分の解体・売却報告があった。



空家等対策の取組② (愛知県宅地建物取引業協会との協定)

〈事例〉令和2年度に宅建協会へ情報提供を行っていたA氏の空き家について

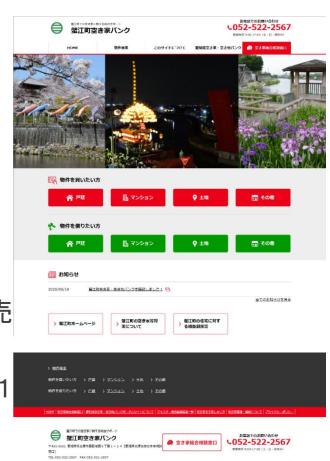
個人情報保護のため非公開

空家等対策の取組② (空家バンク開設)

蟹江町空家バンクURL https://akiyabk.com/kanie/

- 令和2年7月1日、空家バンクを開設。
- ホームページ全体の管理は町が行い、 物件掲載と物件管理は宅建協会及び 空家マイスターが行う。
- ・空家と空地について、それぞれ売却 と貸出情報が掲載される。
- ・現在の掲載数は、戸建売却3件、土地売却7件、事務所売却1件、

貸戸建1件、貸マンション2件、貸駐車場1件、貸店舗1件。



2. 蟹江町空家除却費補助制度について

補助制度について ①

〈事業〉

・国の補助制度で、社会資本整備総合交付金等の基幹事業である 空家再生等推進事業によるもの。

〈目的〉

・倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある空家の除却を促進し、 良好な生活環境を保全するために町内の空家除却に補助金を交付するもの。

補助制度について ②

〈補助対象空家〉

- •木造住宅であること
- •個人所有の住宅であること
- ・住宅地区改良法に規定する不良住宅に該当すること

〈不良住宅判定〉

・住宅地区改良法施行規則の住宅の不良度の測定基準表を用いて 不良住宅の判定をおこなう・・・別添資料1

〈補助金額〉

•補助金額最大20万円 (内訳:国1/2 県1/4 町1/4)•••別添資料2

令和4年度の空家除却費補助実績

	令和4年度
補助申請件数	3件
補助実施件数	2件
補助対象外件数※	1件

〈所感〉

補助制度はおおむね好評であった。

令和4年度は、申請数3件に対して補助実施は2件となった。

来年度は、空家所有者に対して空家除却費補助金の紹介チラシ(別添資料2)を送付し、補助制度の周知を図っていく。

※不良住宅判定で100点を超えなかったため、補助対象外となった。

ご清聴ありがとうございました。